

児童発達支援事業所の公募に係る選定基準

(別紙3)

No	審査項目 (大項目)	審査項目 (小項目)	審査基準 (網掛け部分は事前審査項目)	満点
1	事業所の所在 【5】	開所予定地の小学校区内における児童発達支援事業所の所在	①所在しない場合：5点 ②所在する場合：0点	5
2	事業所の設備 【22】	<p>発達支援室の面積 (児童1人当たりの面積)</p> <p>※発達支援室内に設置されるロッカーなど位置が固定されるものについては、支援面積に含めない</p> <p>独立した事務室の設置</p> <p>独立した相談室の設置</p> <p>車いすを使用する児童の受入が可能な施設</p> <p>※いずれの項目も、図面で確認ができることが必須 (通路幅の確保、トイレ内で車いすが旋回できるだけのスペースの確保など。手書きは不可)</p>	<p>①5.5㎡以上：7点 ②5.0㎡以上5.5㎡未満：5点 ③4.5㎡以上5.0㎡未満：3点 ④4.0㎡以上4.5㎡未満：2点 ⑤3.5㎡以上4.0㎡未満：1点 ⑥3.5㎡未満：0点</p> <p>①他の居室と独立して設置※：5点 ②上記以外：0点 ※固定された区画により、従業者以外が自由に出入りできないスペースが確保されていること</p> <p>①他の居室と独立して設置※：5点 ②上記以外：0点 ※可動式のパーティションによる間仕切りは不可 ※静養室との併用は可</p> <p>ア. 発達支援室が1階に所在 イ. 発達支援室が2階以上に所在するがエレベーターによる移動が可能 ウ. 車いすが利用可能な通路幅の確保 (利用者が使用する通路のみ) エ. 車いすが使用可能なトイレ面積の確保</p> <p>①ア又はイに該当し、かつウ、エの両方を満たす場合：5点 ②ア又はイに該当し、かつウ、エのいずれかを満たす場合：2点 ③上記以外：0点</p>	7  5  5
				5

3	人員配置 【23】	人員基準を上回る職員配置  ※人員配置基準の対象職員を除き、常勤換算後の合計人数で採点	①人員配置基準を上回る配置として、3名以上を配置 : 5点 ②人員配置基準を上回る配置として、2名以上3名未満を配置 : 3点 ③人員配置基準を上回る配置として、1名以上2名未満を配置 : 1点 ④人員配置基準と同数又は人員基準を上回る配置が1名未満 : 0点	5
		従業者のうち常勤職員の人数  ※人員配置基準の対象職員を含む。ただし、管理者、児童発達支援管理責任者を除く。 ※週の勤務日数を問わない。	①2名以上 : 3点 ②1名 : 0点	3
		強度行動障害児に対する支援  ※児童発達支援管理責任者が修了している場合も含む。 ※1人の職員が基礎・実践研修まで修了している場合は、ア・イを満たすものとする。	ア. 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）を修了した職員を配置している。 イ. 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置している。  ①ア・イいずれも満たしている場合 : 5点 ②アのみを満たす場合 : 2点 ③配置していない場合 : 0点	5
		医療的ケア児に対する支援  ※児童発達支援管理責任者も含む。 ※配置した看護職員が、医療的ケア児等支援者養成研修を修了している場合は、ア・イいずれも当てはまるものとする。	ア. 看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）を配置している イ. 行政が実施する医療的ケア児等支援者養成研修を修了した職員を配置している  ①ア・イいずれも当てはまる場合 : 5点 ②アまたはイいずれかが当てはまる場合 : 2点 ③いずれも当てはまらない場合 : 0点	5

3	<p>人員配置</p>	<p>専門性の高い有効な発達支援を行うための体制確保</p> <p>※管理者・児童発達支援管理責任者を除いた職員の中の専門性の高い職員の配置を評価</p>	<p>ア. 保育士又は児童指導員 (資格取得後5年以上児童福祉事業に従事した者に限る)</p> <p>イ. 理学療法士又は作業療法士</p> <p>ウ. 言語聴覚士</p> <p>エ. 心理指導担当職員(大学(短期大学を除く)もしくは大学院で心理学を専修し、卒業した者で個人及び集団心理療法の技術を有する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者)</p> <p>①ア～エの専門性の高い職員について、人員配置基準の対象職員を含め、常勤換算1以上の配置が認められる：5点</p> <p>②ア～エの専門性の高い職員について、人員配置基準の対象職員を含め、常勤換算1未満であり、配置が認められない：0点</p>	5
4	<p>障害児相談支援</p> <p>【5】</p>	<p>障害児相談支援の実施の有無</p>	<p>ア. 公募申込開始日までに本市内を開所地とした指定申請書を既に提出</p> <p>イ. 公募申込開始日から直近1年以内に本市内に新規開所した実績を有する</p> <p>①ア又はイを満たす場合：5点</p> <p>②上記以外：0点</p>	5
5	<p>事業の継続性</p> <p>【20】</p>	<p>運営指導の有無</p>	<p>ア. 本市内で児童発達支援の運営実績があり、過去1回以上運営指導を受けている</p> <p>イ. 本市内で放課後等デイサービスの運営実績があり、過去1回以上運営指導を受けている</p> <p>①アを満たし、かつ該当する全ての事業所について直近の運営指導で文書指摘がなかった場合：5点</p> <p>②イを満たし、かつ該当する全ての事業所について直近の運営指導で文書指摘がなかった場合：2点</p> <p>③上記以外の場合：0点</p>	5

5	事業の継続性	本市における安定した障害児通所支援の運営実績	<p>ア. 過去2年間、法人の運営において重大な事故※1や不祥事※2、基準人員欠如等※3により、支援への悪影響が生じていない</p> <p>※1 利用者の死亡、入院を要する怪我、利用者の財物の損壊・滅失等</p> <p>※2 職員の信用失墜行為や法令違反により利用者処遇に影響を及ぼしたもの（虐待認定、適正手続きを欠く身体拘束、不正受給事案を含む）</p> <p>※3 児童発達支援管理責任者が不在となった場合は、減算適用の有無に関わらず、支援に悪影響が生じたものとみなす（みなし配置が認められた場合はこの限りではない）</p> <p>イ. 本市内で障害児通所支援を運営しており、運営主体の法人が直近2年間の事業年度において、当期純損失（当期赤字）が生じておらず、かつ、利益剰余金にマイナスが生じていない（累積損失が生じていない）</p> <p>①ア及びイを満たす場合 : 5点</p> <p>②ア又はイのいずれかを満たす場合 : 2点</p> <p>③上記以外 : 0点</p>	5
		必要な運営資金の確保	<p>①事業開始後3ヶ月間に要する費用（人件費及び物件費）相当の資金が確保されている場合 : 5点</p> <p>②上記以外の場合 : 0点</p>	5
		適正な収支見通し	<p>ア. 収入見込みが実現可能なものとなっている</p> <p>イ. 支出が適正なものとなっている</p> <p>ウ. 利益が適正なものとなっている</p> <p>①ア～ウの全てを満たす場合 : 5点</p> <p>②ア～ウの内、2項目を満たす場合 : 3点</p> <p>③ア～ウの内、1項目を満たす場合 : 1点</p> <p>④上記以外の場合 : 0点</p>	5

6	質の高いサービス提供 【15】	事業所における支援の質向上の取組	<p>ア. 研修計画等を作成のうえ、当該事業所の職員に対し、専門知識・支援技術の向上を図るための研修の実施などが想定されている</p> <p>イ. 職員間で支援児童や支援内容の情報を共有する機会をつくることなどが想定されている</p> <p>ウ. 他機関とのケースカンファレンスによる情報共有などの連携が想定されている</p> <p>①ア～ウの全てを満たす場合 : 10点</p> <p>②ア～ウの内、2項目を満たす場合 : 5点</p> <p>③ア～ウの内、1項目を満たす場合 : 2点</p> <p>④上記以外の場合 : 0点</p>	10
		<p>職員の処遇改善</p> <p>※選定後、処遇改善区分の変更は不可 (ただし、公募時より高い区分への変更は可能)</p>	<p>①処遇改善加算Ⅰを算定する : 5点</p> <p>②処遇改善加算Ⅱを算定する : 4点</p> <p>③処遇改善加算Ⅲを算定する : 3点</p> <p>④処遇改善加算Ⅳを算定する : 2点</p> <p>⑤処遇改善は算定しない : 0点</p>	5
7	障害福祉サービスの理解	児童発達支援ガイドライン及び自主点検表に関する理解	児童発達支援ガイドライン及び自主点検表に係る確認書の提出がない場合 : ▲20点	—

<p>8 基本方針・運営方針 【40】</p>	<p>障害児支援の基本理念に沿った支援</p>	<p>ア. 障害のある子ども本人の最善の利益が保障された支援が見込まれる  イ. 子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた合理的な配慮がなされ、子ども施策全体の中での連続性を意識し、インクルージョン推進に寄与する支援が見込まれる  ウ. こどもの「育ち」や「暮らし」を安定させるため、丁寧に家族への支援を行い、子どもと家族のウェルビーイングの向上につながるような取組が想定されている  エ. 障害のある子どもに対する支援は、一般的な子育て支援をバックアップする後方支援としての役割が求められていることを認識し、子育て支援と障害児支援が、双方向から緊密に連携した支援を行うための、地域の体制づくりに寄与した取組が想定されている</p> <p>①ア～エのすべて当てはまる場合 : 5点  ②ア～エのうち、3つ当てはまる場合 : 3点  ③ア～エのうち、2つ当てはまる場合 : 2点  ④ア～エのうち、1つ当てはまる場合 : 1点  ⑤上記以外の場合 : 0点</p>	<p>5</p>
	<p>支援プログラムの策定</p>	<p>ア. A:「健康・生活」、B:「運動・感覚」、C:「認知・行動」、D:「言語・コミュニケーション」、E:「人間関係・社会性」の5領域を含む、総合的な支援内容との関連性を明確にした計画となっているか</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A: 健康状態の維持・改善、生活習慣・生活リズムの形成、基本的な生活スキルの獲得など  B: 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上、身体の移動能力の向上、感覚の活用など  C: 認知の特性の理解・対応、外部環境の適切な認知・行動の習得など  D: コミュニケーションの基礎的能力の向上、言語の受容と表出など  E: 人・環境に対する安心感・信頼感の形成、人間関係の形成など</p> </div> <p>イ. 法人あるいは事業所で定めた支援にあたっての理念や方針と整合性のとれたプログラムとなっているか</p> <p>①すべて当てはまる場合 : 5点  ②ア・イのうち、いずれか当てはまる場合 : 2点  ③当てはまらない場合 : 0点</p>	<p>5</p>

8	基本方針・運営方針	<p>児童発達支援ガイドラインの主旨に沿った支援「本人支援」への取組</p>	<p>ア. A:「健康・生活」、B:「運動・感覚」、C:「認知・行動」、D:「言語・コミュニケーション」、E:「人間関係・社会性」の5領域を全て含めた総合的な「本人支援」についての取組が想定されている</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>A: 健康状態の維持・改善、生活習慣・生活リズムの形成、基本的な生活スキルの獲得など</p> <p>B: 姿勢と運動・動作の基本的な技能の向上、身体の移動能力の向上、感覚の活用など</p> <p>C: 認知の特性の理解・対応、外部環境の適切な認知・行動の習得など</p> <p>D: コミュニケーションの基礎的能力の向上、言語の受容と表出など</p> <p>E: 人・環境に対する安心感・信頼感の形成、人間関係の形成など</p> </div> <p>イ. 障害のあるこどもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人のこどもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援が想定されている</p> <p>ウ. 特に支援を要する家庭等、様々な困難への配慮を必要とするこどもへの支援が想定されている</p> <p>①すべて当てはまる場合 : 10点</p> <p>②ア～ウの内、2項目を満たす場合 : 6点</p> <p>③ア～ウの内、1項目を満たす場合 : 3点</p> <p>⑤上記以外の場合 : 0点</p>	10
		<p>児童発達支援ガイドラインの主旨に沿った支援「家族支援」の取組</p>	<p>ア. 保護者がこどもの信頼感を育み、こどもの感情や不安に寄り添い、家族や周囲の人と安定した関係を継続するための支援が期待できるか</p> <p>イ. 家族からの相談に対する適切な助言などの支援が期待できるか</p> <p>ウ. こどもの発達状況や特性の理解に向けたペアレントトレーニングなど、障害の特性に配慮した家庭環境の整備に係る支援が期待できるか</p> <p>①すべて当てはまる場合 : 10点</p> <p>②ア～ウのうち、2項目当てはまる場合 : 6点</p> <p>③ア～ウのうち、1項目当てはまる場合 : 3点</p> <p>④すべて当てはまらない場合 : 0点</p>	10

8	基本方針・ 運営方針	児童発達支援ガイドラインの 主旨に沿った支援 「移行支援」の取組	ア. 保育所等への配慮された移行支援、ライフステージの切替えを見据えた丁寧な支援が 想定されている イ. 移行先・併行利用先の保育所等との連携（支援内容等の共有や支援方法の伝達、支援体制の 構築）が想定されている ウ. 同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを意識した取組が織り込まれてい る  ①すべて当てはまる場合 : 5点 ②ア～ウのうち、2項目当てはまる場合 : 3点 ③ア～ウのうち、1項目当てはまる場合 : 1点 ④すべて当てはまらない場合 : 0点	5
		児童発達支援ガイドラインの 主旨に沿った支援 「地域支援・地域連携」の取組	障害のあるこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を行うため、保健・医療・福祉・教育・ 労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業者等と連携した支援が想定されているか  ①想定されている場合 : 5点 ②想定されていない場合 : 0点	5

9	個別支援計画に基づく支援【20】	個別支援計画 個々の特性に応じた オーターメイド型	ア. 個々の特性や家族の支援ニーズを踏まえ、支援が想定されているか イ. 支援を通じ、子ども本人や家族の状況の具体的な到達目標が設定されているか  ①すべて当てはまる場合 : 10点 ②ア又はイのいずれかは想定されている場合 : 5点 ③当てはまらない場合 : 0点	10
	※いずれの項目も事例に挙げている2ケースで評価	個別支援計画 アセスメントを踏まえた支援	ア. 子どもの状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮について想定されているか イ. アセスメントに基づくPDCAサイクルにより、支援の適切な提供を進めることを想定しているか  ①すべて当てはまる場合 : 10点 ②ア又はイのいずれかは想定されている場合 : 5点 ③当てはまらない場合 : 0点	10
合計				150

※ 網掛けの項目は、設備・人員等といった客観項目として設定している。